

設計		校合	
----	--	----	--

設 計 書

令和 7 年度

仕 様 書

- 1 件 名 住居地等記録端末の購入
- 
- 2 納 入 場 所 川越市元町1丁目3番地1 川越市役所市民課 ほか
- 
- 3 積 算 原 価 総額（税抜） 円
- 
- 4 予 定 支 出 総額（税込） 円
- 
- 5 大 要

大 要

住居地等記録端末（13台）を購入するもの。

住居地等記録端末の購入 積算内訳書

名称	数量	単位	単 価	金 頓	摘要
パソコン(保守・PC付属機器・設定作業費込み)	1	式			
消費税等	10.0	%			
合 計					

# 住居地等記録端末の購入仕様書

## 第1章 件名

住居地等記録端末の購入

## 第2章 定義

- 1 川越市を以下「発注者」という。また、納入業者を以下「受注者」という。
- 2 「本件業務」とは、本仕様書に基づく物件の調達、納入業務をいう。
- 3 「原始資料」とは、本件業務の遂行の過程で発注者が受注者に提供する資料をいう。

## 第3章 機器

機器類及びその数量は、別紙「住居地等記録端末 機器明細」のとおりとする。

機器及びソフトウェアはオフライン環境でスタンドアロン端末として使用する。

## 第4章 契約形態

保守料込みの購入契約とする。

## 第5章 納入業者の選定方法

制限付一般競争入札

## 第6章 納期

納期は、令和8年3月31日（火）とする。

なお、設定作業等の詳細スケジュールは、落札後に発注者と別途協議するものとする。

## 第7章 納入場所

川越市元町1丁目3番地1 川越市役所市民課 1台

川越市脇田本町8番地1 U PLACE 3階 川越駅西口連絡所 1台

川越市大字北田島119番地2 芳野市民センター 1台

川越市大字古谷上3830番地2 古谷市民センター 1台

川越市大字今泉371番地1 南古谷市民センター 1台

川越市大字藤間27番地1 高階市民センター 1台

川越市大字今福481番地3 福原市民センター 1台

川越市豊田本5丁目16番地1 大東市民センター 1台

川越市大字笠幡177番地1 霞ヶ関市民センター 1台

川越市川鶴2丁目8番地3 川鶴市民センター 1台

川越市霞ヶ関北6丁目30番地2 霞ヶ関北市民センター 1台

川越市大字小堤662番地1 名細市民センター 1台

川越市大字山田161番地7 山田市民センター 1台

## 第8章 入札価格の積算

入札価格は別紙「住居地等記録端末 機器明細」により、以下の項目に係る金額を合算したものとする。ただし、外税とし、消費税及び地方消費税は除くこと。

- 1 機器の納入価格
- 2 機器管理費
- 3 搬入現調費
- 4 設定作業費
- 5 発注者の指定する場所への配達費
- 6 その他、機器の構成や設定、展開上必要となるものは、仕様書に明記のない場合であっても入札価格に含めること。

## 第9章 入札金額

本入札は、「住居地等記録端末に係るPC付属機器及びソフトウェアの購入」との一括での入札とし、それぞれの合計金額で決定とする。

## 第10章 機器の選定

機器の選定については次のことに留意すること。

- 1 『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）』に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に配慮すること。
- 2 落札後にモデルチェンジ、生産停止等により入手困難となった場合は、発注者と協議の上、同等以上の性能を有する後継機器を納入するものとする。その際は、当該機器のカタログ、機器仕様等の関係書類を提出すること。
- 3 ソフトウェアは全て最新版を原則とする。

## 第11章 設定作業

- 1 パソコンへの設定作業 機器及びソフトウェアはオフライン環境でスタンダロン端末として使用する。
  - (1) 発注者の指示に従いOSのライセンス認証を行うこと。
  - (2) 発注者の指示に従いOSパッチ及びセキュリティパッチを適用し、また、各種設定（セキュリティ設定等）を行うこと。
  - (3) 発注者が用意したセキュリティソフトのインストール、ライセンス認証及び各種設定を行うこと。
- 2 受注者はユーザー登録にかかる諸手続を発注者に代わって行うこと。
- 3 受注者はパソコン本体に識別用のラベルシール（PC名等）を作成して添付すること。
- 4 その他、発注者との打ち合わせにおいて必要と認められた作業を行うこと。
- 5 各拠点に設置後、電源投入すればそのまま業務利用可能な状態であること。

## 第12章 搬入及び現調作業

- 受注者は、納品しようとする物品の仕様（メーカー名、機種名、数量等）に漏れや誤りのないよう事前に確認し、発注者から指定された場所に据え付けを行うこと。
- 梱包を解き、機器を取り出し、現調作業を行うこと。
- 搬入の際に出た梱包材等は全て持ち帰ること。
- 作業時はネームプレートを着用すること。

### 第13章 保守

- 定期点検を含まない定額出張保守とし、部品代も含むものとする。
- 故障受付時間は平日の9時00分から17時00分までとする。
- 発注者からの故障連絡後、翌営業日以降に技術員を派遣し訪問修理に対応すること。
- 作業場所は機器の設置場所とする。
- 対象機器は、別紙「住居地等記録端末 機器明細」に記載しているパソコンとする。外部機器が接続されている場合は、インターフェースまでとする。
- 可能な限り対象機器の製造事業者が販売する保守パック製品を使用すること。

### 第14章 提出書類

- 受注者は、入札日から換算して7日以内に次の書類を提出しなければならない。
  - 入札価格の明細が記載された納入価格証明書（受注者の社印、代表者印入り）
  - 本件業務における作業体制（連絡先明示）、従事者名簿（セキュリティ管理上、必ず作成すること）、本件業務に係る計画書
- 受注者は次の資料について書面及び電子データ（Excel形式）で提出すること。
  - 機械番号表（機器固有の番号と設置場所を紐付け一覧表としたもの）
  - 保守連絡体制表

### 第15章 秘密情報の保持

- 受注者は発注者から秘密と指定された事項及び本件業務の履行に関し知り得た発注者の秘密情報を第三者に漏らしてはならない。
- 受注者は本件業務を遂行する受注者の従業員、その他の者と前項の事務を遵守させるための秘密保持契約を締結する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 受注者が発注者の承諾を得て業務の一部を第三者に委託した場合には、当該第三者は個人情報又は非開示情報に係る秘密保持について本件業務における受注者の義務と同様の義務を負うものとする。
- 本章の規定は、本件業務の有効期間は勿論、本件業務終了後も有効に存続する。

### 第16章 検査及び報告

発注者は受注者に対し、秘密情報の管理状況の調査を目的として、必要な範囲で受注者の実施する業務の作業場所に受注者の事業の妨げにならない方法で立ち入り調査を行うことができる。発注者が、第三者機関に受注者の監査を実施させる場合も同様とする。

発注者が受注者に対し、秘密情報の管理状況について報告を求めたときは、受注者は速や

かに必要事項を報告しなければならない。

## 第17章 原始資料の提供

- 1 発注者は受注者に対し、受注者が本件業務を遂行している間は、原始資料を無償で貸与、開示等を行い提供するものとする。
- 2 発注者は受注者に対し、本件業務遂行に対し必要な原始資料以外の資料、機器等を受注者から要請があり次第速やかに受注者に無償で貸与、開示等を行い提供する。
- 3 発注者は前各項に規定するもののほか、受注者に対し本件業務遂行に必要な情報で、発注者が第三者からの秘密保持義務を負っている情報を除いて、全ての情報を開示するものとする。
- 4 本件業務の遂行上不要となった原始資料その他の資料、機器等がある時、受注者は遅滞なくこれを発注者に返還するものとする。
- 5 受注者は発注者から提供を受けた原始資料を発注者の指定した場所から持ち出してはならない。
- 6 受注者は発注者から提供された本件業務にかかる原始資料その他の資料、情報、機器等を善良なる管理者の注意義務をもって管理、保管し、かつこれらの資料を、本件業務を遂行する目的以外には、一切使用しないものとする。
- 7 受注者は、発注者から提供された本件業務にかかる原始資料その他の資料等は全て、受注者による本件業務が終了した後、7日以内に発注者に返却するものとする。

## 第18章 事故時の対応

- 1 受注者は、発注者が保有する情報の不正使用、漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、その対応について協議する。また、発注者は受注者に対し、問題の対処に必要な措置を求めることができる。
- 2 受注者の責に帰すべき事由により、発注者が保有する情報の不正使用、漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、これにより発注者又は第三者に損害を生じさせたときは、受注者は発注者又は当該第三者に対し、その損害について賠償の責を負うものとする。

## 第19章 電磁記録媒体等の取扱い

本件業務の情報等を電磁記録媒体等へ保存する際には、書込み後に書込み許可の爪を折る、又はCD-R等では追記不可の措置を行った上で、入退室制御装置等で制御された区画に保管すること。なお、CD-RW等は使用しないこと。また、廃棄する場合には物理的に破壊又は破碎すること。電磁記録媒体等を送付する場合には、破損から保護するため、堅固なケース等に入れて送付すること。

## 第20章 契約不適合

- 1 完了検査の後、成果物について本仕様書との不一致(バグも含む。以下本章において「契約不適合」という。)が発見された場合、発注者及び受注者は、契約不適合の原因について協議・調査するものとする。協議・調査の結果、当該契約不適合が発注者の責に帰すも

のでないと認められた場合、発注者は受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本上において「追完」という。）を請求することができ、受注者は当該追完を行うものとする。ただし、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は発注者が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。なお、この場合において、受注者に対し相当の期限を定めて追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がない場合には、発注者は当該契約不適合により生ずると想定される損害に対する賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 受注者が定める契約不適合責任を負うのは、完了検査後12箇月以内に発注者から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、完了検査時において受注者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかつた場合、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- 4 第1項、第2項の規定は、契約不適合が発注者の提供した資料等又は発注者の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときはこの限りでない。

## 第21章 信義則

発注者及び受注者は、本件業務の内容に関して疑義が生じた場合、及び、本件業務に定めのない事項に関しては、信義誠実の原則に従い協議の上これを定めるものとする。

## 第22章 入札落札者の責任によらない事由による納期遅延について

発注者と受注者の契約については「天災や半導体不足等の入札落札者の責任によらない事由により納期遅延が発生した場合、契約期間の変更を協議により決定するものとする。ただし、遅延の事由が妥当であると認められない場合、契約の解除及びそれに伴う損害賠償、又は遅延による損害賠償が発生する。本内容は契約書に記載するものとする」旨を契約書に記載する。

## 第23章 質疑等

本件調達に対する質問を次のとおり取り扱う。

### (1) 受付方法

質問内容（該当箇所を記載すること。）及び質問内容に対する貴社の解釈を記載の上、以下に示す電子メールアドレス宛に送付すること。

### (2) 受付期間

令和7年12月18日（木）から令和7年12月26日（金）17時00分まで

### (3) 回答方法

入札参加申込業者に対し、令和8年1月6日（火）までに電子メール（受付時に受信した電子メールアドレス宛）で回答を送付する。

問い合わせ先

川越市民部市民課（担当：角田・西本）

T E L : 049-224-5744（直通） 049-224-8811（代表・内線 2455）

F A X : 049-225-5371

E-mail : shimin★city.kawagoe.lg.jp ※メールを送信する際は、★を@に置き換えること。

# 住居地等記録端末 機器明細

## ハードウェア及び保守

項目	品名	数量	単位
ノートPC			
1	メーカー名	NEC、dynabook、富士通(FCCL)、Dell、HPのうち1社	13 台
	OS・エディション・バージョン	Windows11 Pro 24H2	
	CPU	クロック数:3GHz以上、コア数:2以上 スレッド数:2以上、64ビット互換プロセッサ	
	メモリ	8GB以上	
	内蔵ストレージ種類・容量	SSD 又は HDD 128GB以上	
	液晶パネル	15.6型以上	
	USBインターフェース	USB2.0又はUSB3.0Type-A:3ポート以上	
	光学ドライブ (内蔵・外付けどちらでも可)	DVD-ROMドライブ ※読み込み目的のため、DVDスーパーマルチドライブ等でも可	
	キーボード	JIS準拠テンキー付き日本語配列キーボード	
2	セキュリティ機能	セキュリティスロット搭載(セキュリティワイヤーを利用するため)	13 台
	ノートパソコン保守パック	メーカー保守 5年サポートパック(翌営業日以降訪問修理)	

## 設定作業費

3	搬入・調整	(1)ウイルス対策ソフト等のインストール (2)据付調整 ・設置場所に搬入し、据え付けること。 ・搬入までに必要な保管にかかる経費を含むこと。	1	式
---	-------	--	---	---